

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第7号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第151回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成23年1月30日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」を改正する必要があります。

2. 改正概要

（1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正関係

協定規則の改正等に伴う事項は以下のとおりです。

① 制動装置に係る基準の改正（細目告示第15条及び第93条関係）

「乗用車の制動装置に係る協定規則（第13-H号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する自動車、最高速度25km/h以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び協定規則第13-H号を適用する車両総重量3.5トン以下の貨物自動車に備える制動装置に適用します。（従前から変更なし。）

【改正概要】

- アクセル操作装置を解除することによって作動する電気式回生制動装置が作動している場合について、現在はいかなる減速度であっても制動灯等の点灯を禁止しているが、減速度がある一定以上になる場合にあってはその点灯を義務付ける。

（補足）減速度と点灯要件の関係の詳細は以下のとおり。

- ① 減速度が 0.7m/s^2 以下の場合：点灯禁止
- ② 減速度が 0.7m/s^2 を超え 1.3m/s^2 以下の場合：点灯任意
- ③ 減速度が 1.3m/s^2 を超える場合：点灯義務

- 低 μ 路面上で実施するA種の電気式回生制動装置の挙動試験に係る試験速度の上限について、160km/hから120km/hに変更する。*

【適用時期】

- 平成26年1月30日以降に新たに型式の指定等を受ける自動車に適用します。

*については施行日より適用します。

- ② 車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る基準の改正（細目告示別添 58、59、64、67、70、71 関係）
「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

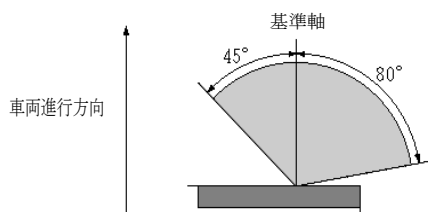
【適用範囲】

- 自動車に備える車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に適用します。（従前から変更なし。）

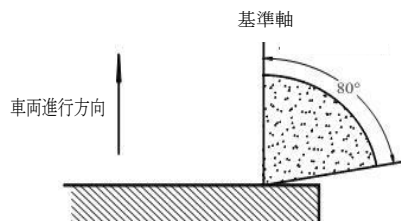
【改正概要】

- 前部上側端灯及び後部上側端灯について、車体中心側の視認範囲の緩和を行います。

【現行規定】



【改正案】



- 相互依存型灯火等（隣接する灯火の距離が 75mm 以下で一つの灯火として見なすことのできる灯火）を使用できることとします。
- 灯室内の光源の不正改造を防止するため、光源モジュールを光源として使用する際は、工具の使用の有無に関わらずモジュール以外の光源と交換ができてはならないこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ③ 前照灯及び配光可変型前照灯に係る基準の改正（細目告示第 42 条、第 120 条、第 198 条及び別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車（被牽引自動車を除く。）に適用します。（従前から変更なし。）

【改正概要】

- 光度測定電圧が 12V から 13.2V に修正されるのに伴い、前照灯の最大光度を 300,000cd から 430,000cd に修正します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ④ 再帰反射材に係る基準の改正（道路運送車両の保安基準第 38 条の 3 及び細目告示別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 被けん引車に適用します。

【改正概要】

- 車両の前面に白色の線状再帰反射材に限り取り付けることができることとします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ⑤ 後突警告表示灯に係る基準の策定（細目告示別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり基準策定します。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く）に適用します。（従前から変更なし）

【改正概要】

- 従前、後続車両が追突する恐れがある場合に非常点滅表示灯を点滅させることができますが、点滅する際の要件や点滅周期など詳細を定めます。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑥ 前部霧灯に係る基準の改正（細目告示別添 52 関係）

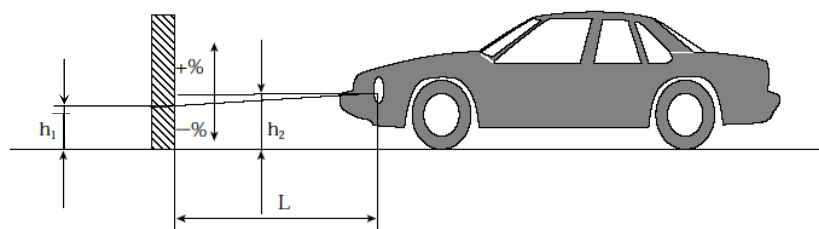
「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車に備え付ける前部霧灯に適用します。（従前から変更なし）

【改正概要】

- 運転者が乗った状態での照射光のカットオフの垂直傾斜の限度の範囲を前部霧灯の取り付け高さが 0.8m 以下の場合、-2.5% であったのを -3.0% に、取り付け高さが 0.8m より高い場合、-3.0% であったのを -3.5% とします。



$$\text{垂直傾斜} = \frac{(h_1 - h_2)}{L} \times 100$$

- h_1 : 車両中心面に垂直、かつ、基準中心からの水平距離が L となるように設置した鉛直のスクリーンにおいて測定したカットオフ・ラインの水平部分の地面からの高さ
- h_2 : 基準中心の地面からの高さ
- L : スクリーンから基準中心までの距離

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑦ その他協定規則に基づく改正（細目告示第 28 条、第 106 条、別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」及び「バス座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 80 号）」について、形式的な改正が行われたため、国内法令についても同様の改正を行います。

【適用時期】

- 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」
 - 平成 27 年 1 月 30 日以降に製作される自動車から適用します。
- 「バス座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 80 号）」
 - 新型車 平成 24 年 11 月 1 日以降に製作される自動車から適用します。
 - 継続生産車 平成 26 年 11 月 1 日以降の製作される自動車から適用します。

⑧ その他の灯火に係る基準の改正（細目告示第 62 条、第 140 条、第 218 条関係）乗降が頻繁に行われる公共交通機関である路線バス及びタクシーの後方に乗

客が乗降中であることを表示する点滅式の電光表示器の設置ができるよう、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に適用します。

【改正概要】

- 取り付けることができる点滅式灯火として、路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器を取り付けることができることとします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

- ⑨ その他所要の改正を行います。

(2) 装置型式指定規則の改正関係

【改正概要】

以下の協定規則の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。）対象となる装置に係る規則の改訂番号の変更を行うため、装置型式指定規則第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行う。

（改訂された協定規則）

- ・「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」
- ・「大型車用座席に係る協定規則（第 80 号）」等

3. 参考資料

参考 1：国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958 年協定）の概要

参考 2：国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目